

## 認可定員を超過している幼稚園の幼保連携型認定こども園移行に対する市の考え方

- 『認可定員を超過している私立幼稚園への対応について』(以下「国資料」、抜粋版は裏面)は、認可定員を超過している幼稚園が、施設型給付または幼稚園型認定こども園へ移行する際の指針として、平成 26 年 9 月 4 日に、都道府県私学担当者向け説明会時に示された。
- 国資料の内容は、原則的には
  - ①認可定員を実利用人数まで増やす認可を受けるか。
  - ②実利用人数を認可定員の範囲まで落とすか、としている。
- ただし、現状を踏まえてやむを得ない事情がある場合は、事業者が認可定員を超えていても、認可定員の遵守に向けて取り組んでいること。新規入園者の計画的な減少などによる実員の適正化に取り組んでいること、であれば可としている。
- なお、教育保育の無償化にあたり、国から示された Q & A では、国資料は参酌基準的なものであり、各都道府県で柔軟に取り扱って構わないとしている。
- さらに、幼保連携型認定こども園への移行は、認可者が県から中核市である本市へ移り、新たな事業となるため、制度的に、従来の定員が引き継がれるものではないと考えられている。
- ・本来“認可定員とは、守るべきもの”であるが、結果的に十分に対応してこなかった。  
・国資料は、幼稚園型等への移行を想定した内容である上、無償化では柔軟に対応して構わないとされている。  
・幼保連携型認定こども園移行では、制度的に、従来の定員が引き継がれるものではないと整理されていることから、本市としては、幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行する際には、国資料の趣旨を理解し、内容を参酌しつつ、現実を踏まえた新たな定員を設定することとしたい。
- 具体的に、岩戸幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行にあたり、現状認可定員を超過しているところだが、岩戸幼稚園の運営法人は、平成 32 年度には、実利用者を 251 人から 239 人へ 12 人分を減らすことを新たに計画として示した。
- これは、国資料の認可定員の遵守に向けて取り組んでいること。新規入園者の計画的な減少などによる実員の適正化に取り組んでいることにあたりと評価した上で、1 号と 2 号を合わせた 240 人と、新たに 3 号 30 人を加えて 270 人に見合った幼保連携型認定こども園の施設整備を認めたい。なお、平成 32 年度中に予定する幼保連携型認定こども園の認可の審議においても、270 人を認可定員として、審議会に提示する方向で、運営法人と相談をしていきたい。

## 『認可定員を超過している私立幼稚園への対応について』

(都道府県私学担当者向け説明会(平成26年9月4日)資料)

### 1. 現 状

- 都市部を中心として恒常的に認可定員を超えて園児を受け入れている私立幼稚園が存在。

### 2. 新制度における対応の基本的な考え方

- 認可定員を超過している施設については、新制度移行までに、
  - ①定員増の認可を受けるか、
  - ②実員を認可定員の範囲内に減少させるか、の対応を検討の上、いずれか又はいずれもの対応を行ったうえで新制度に移行する必要がある。(神奈川県は①を認めない。)

### 3. 課 題

- 利用定員を超えた受け入れに係る「やむをえない事情」は市町村の判断となるが、現に既に受け入れている子どもの給付を出さないとする対応は追い出しを迫ることとなり現実的には困難と考えられる。

### 4. 対応の方向性

- ・ 認可基準を満たすよう、(県は)必要な指導監督を行う・・・各都道府県で柔軟に取り扱って構わない。

#### (1) 認可定員を超えた利用定員設定の例外的・暫定的な容認

- 市町村は、事業者から認可定員を超えた利用定員の設定の申請があった場合は、以下の条件を満たし、かつ、都道府県との協議で都道府県が必要と認める場合に限り、認可定員を超えた利用定員を期限付きで認めることができることとする。

ア) 事業者が、適切な認可定員の設定及び当該認可定員の遵守に向けて取り組んでいること。

② 新規入園者の計画的な減少などによる実員の適正化に取り組んでいること

- 都道府県が認可定員を超えた利用定員設定を容認した場合は、都道府県の私立幼稚園担当部局は、②については、自らが主導して、市町村と連携を図りつつ、定期的に指導を行う。

(A)・・・

(B) 設定された利用定員を超えて受入れる施設の場合

- 客観的な認可基準は満たしている施設であり、確認基準上、やむを得ないと認められる場合には、利用定員を超過した受入れ(定員弾力化)を認めることが可能と考えられる。

(C)・・・